



# 島根県報

平成17年12月27日 (火)  
号外 第 121 号  
(毎週火・金曜日発行)  
<http://www.pref.shimane.jp/>

## 目 次

### 規 則

島根県事務決裁規則の一部を改正する規則

(人 事 課)

### 公布された条例等のあらまし

島根県事務決裁規則の一部を改正する規則 (規則第138号)

1 規則の概要

不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律の施行に伴う引用条項の整理 (別表第 2・別表第 5 関係)

2 施行期日

平成18年 1 月 4 日から施行することとした。

## 規 則

島根県事務決裁規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年12月27日

島根県知事 澄 田 信 義

### 島根県規則第138号

島根県事務決裁規則の一部を改正する規則

島根県事務決裁規則 (昭和45年島根県規則第74号) の一部を次のように改正する。

別表第 2 環境生活部の表環境生活総務課の項第 3 号部長専決事項の欄の(1)中「第 9 条の 2」を「第 7 条」に改める。

別表第 5 支庁及び総務事務所の項第 5 号地方機関の長専決事項の欄の(1)中「第 9 条の 4 第 1 項」を「第 9 条第 1 項」に改める。

### 附 則

この規則は、平成18年 1 月 4 日から施行する。

